

平成30年度環境保全型農業効果調査事業結果

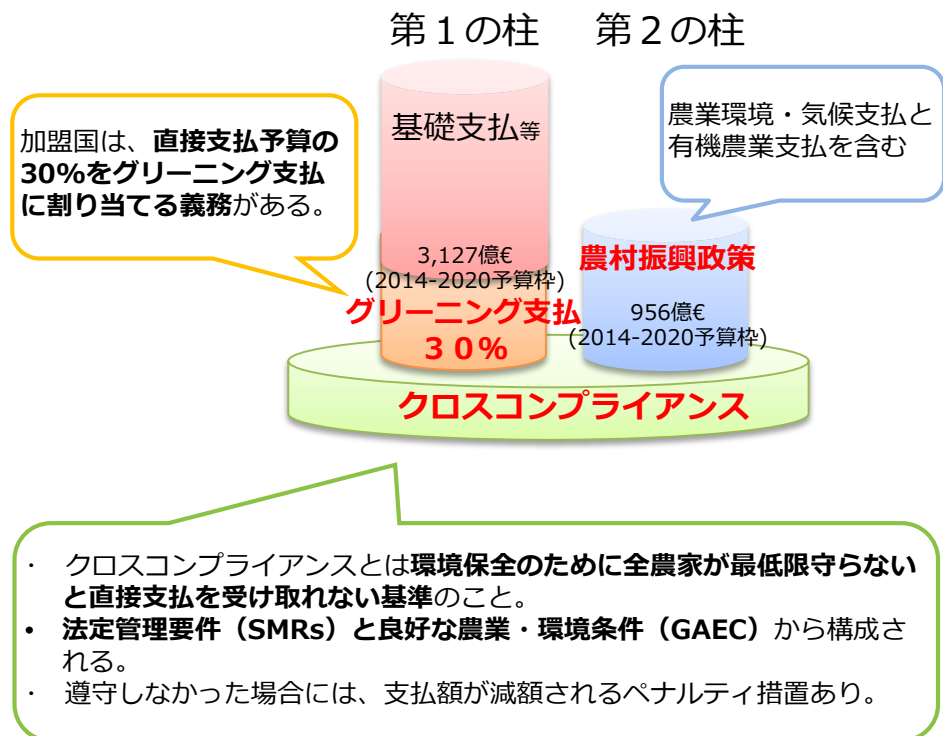
3 海外における環境直接支払制度の現状

令和元年 8 月

農林水産省

環境保全を目的とした支払制度

共通農業政策（CAP）



・ グリーニング支払

気候変動対策と環境保全に資すると認められる農業活動に対して支払われる助成。

基礎支払を受給する全ての農業者が対象。

・ 農村振興政策のうち農業環境・気候支払

義務的基準（クロスコンプライアンス等）を越えて各国の定める有益な農業環境・気候上の取組を任意で実施する農業者に対して支払われる助成。

・ 農村振興政策のうち有機農業支払

有機農業への転換および有機農業の維持に対して支払われる助成。農業者または農業者集団が対象。

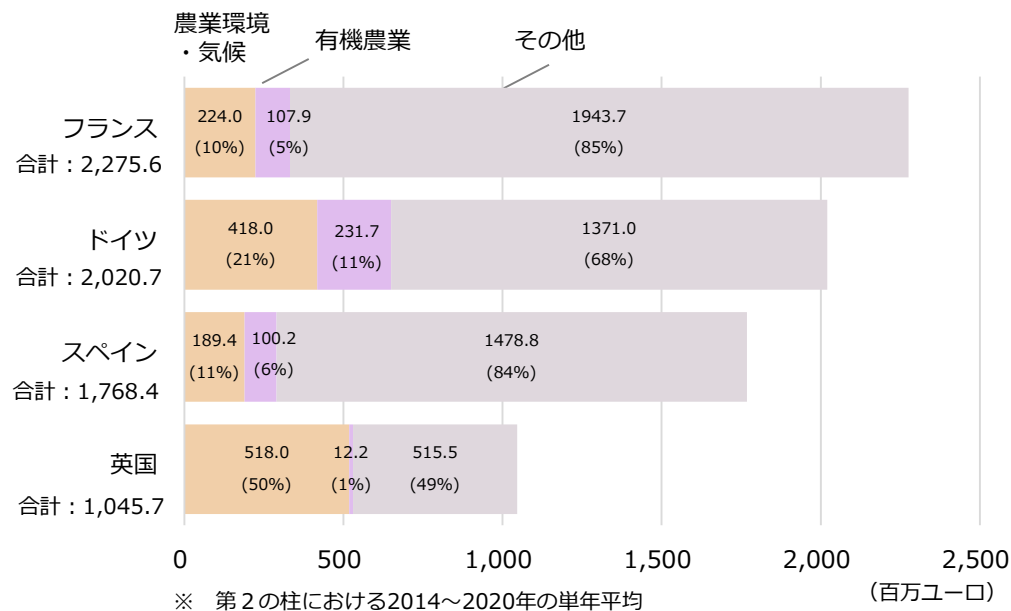


<参考> 次期共通農業政策（CAP）（案）（2021～）

- ・ 加盟国ごとに第1の柱と第2の柱にまたがる政策として、CAP戦略計画（CAP strategic plan）を作成する。
- ・ 直接支払を受給するための要件として、クロスコンプライアンスとグリーンング支払の要件を一本化し、コンディショナリティを導入する。
- ・ 第1の柱に新たに環境と気候に対する支援として、エコスキームを導入する。

実施状況

- 第1の柱のグリーンング支払には直接支払の予算の30%が充てられる。
- 第2の柱の農業環境・気候については、英国の割当額が518百万ユーロと最も大きく、第2の柱の予算総額に対する割合から見ると約50%を占めている。
- 第2の柱の予算総額に対する有機農業の割合は、ドイツが約11%と比較的大きい。



支払条件

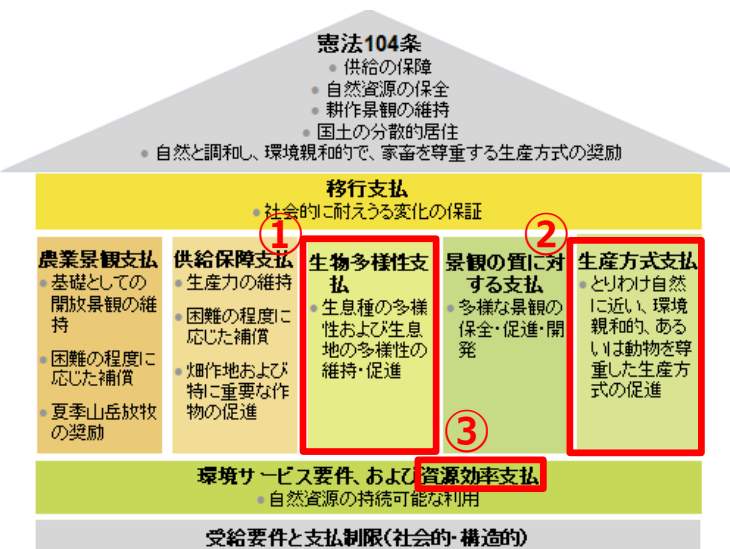
クロスコンプライアンス

法定管理要件 (SMRs)	環境、気候変動、農業に好適な土地の状態	- 水質 (硝酸塩) - 生物多様性 (鳥類保全、自然生息地保全)
	公衆・動物・植物衛生	- 食品安全性 - 動物の識別・登録 - 動物疾病 (BSE対策) - 防除資材
	動物福祉	農業用動物、子牛、豚
良好な農業・環境条件 (GAEC)	環境、気候変動、農業に好適な土地の状態	- 水資源 (水路沿いの緩衝帯、灌漑水の許可手続順守、地下水汚染防止) - 土壌・炭素貯蔵 (最低限の土壌被覆、最低限の土壌浸食抑制、土壌中有機質の維持) - 景観の最低限の維持 (特徴的要素の維持)

グリーンング支払の要件

永年草地	面積95%以上維持
環境重点用地	耕作面積の5%以上確保
作物多様化	3作目以上、割合上限あり

環境保全を目的とした支払制度



①生物多様性支払

生物多様性の保全や自然の生息地の維持を促進するための直接支払

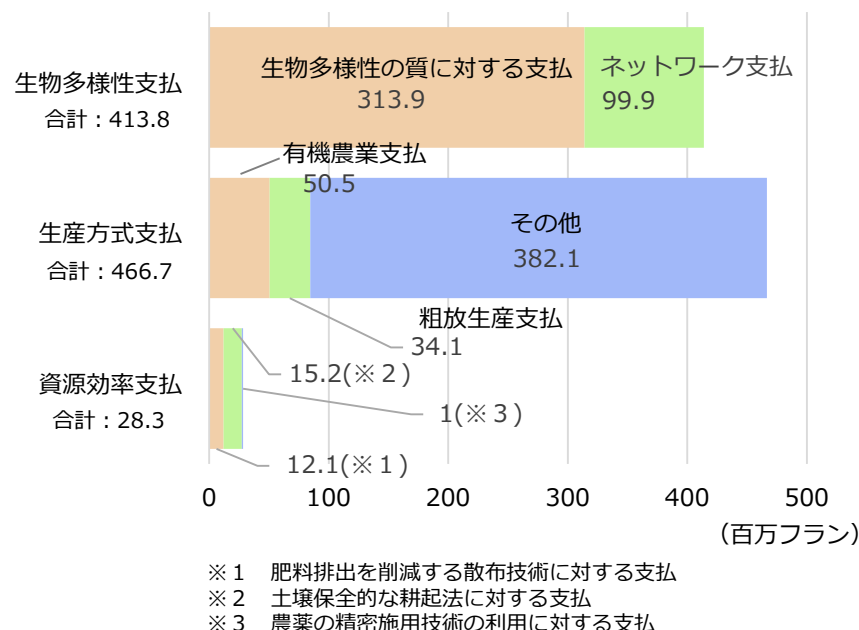
②生産方式支払

望ましい生産方式を促進するための直接支払

③資源効率支払

新たな技術の導入などを促進する目的で時限的に設けられている直接支払

実施状況(2017年)



支払条件

要件	内容
農業経営者であること	経営のリスクを負い、スイス在住で、連邦の認可を受けた農業職業訓練の第一段階ないしそれに相当する訓練を経ている者であること。
環境サービス要件を満たすこと	肥料収支の均衡（窒素およびリン肥料の施用が規定の量を超える場合には10%以内とする）等の要件を満たすこと。EUのCAPにおけるクロスコンプライアンスに相当する。
労働力・年齢・受給額の制限の条件に服すること	農場労働力の最低限度は0.20標準労働力単位（UMOS: unité de main-d'oeuvre standard）、農業者の上限年齢は65歳未満、直接支払の受給額の上限は1標準労働力あたり7万フランと決められている。

農業環境政策の現状

農業生産の維持・拡大と環境保全は対立関係にあるとの認識で、**休耕や地役権により農地の利用を制限する施策が中心**であったが、現在は**生産農地を対象とする施策の割合が高まっている**。

環境保全を目的とした支払制度

保全保留地プログラム（CRP）

高度に浸食されやすい耕作地や限界的牧草地、草地等において、土壌浸食・水質・野生生物生息地にかかる保全（休耕と資源保全的な植生の導入・維持）を行うもの。

環境水準奨励プログラム（EQIP）

農業生産、森林管理と環境の質の改善を整合性のある目標として環境便益を最適化することを目的としたもの。
EQIPの予算の一部は「EQIP有機農業イニシアティブ」として有機農業生産者に対する支援に用いられている。

環境管理プログラム（CSP）

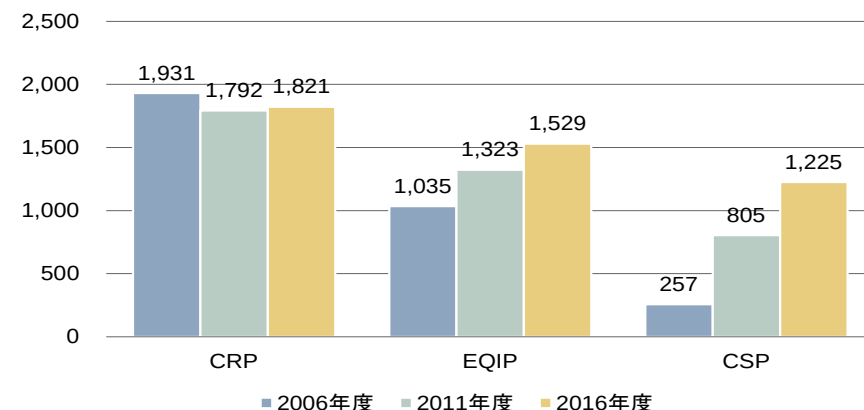
「資源の優先関心事項」に対処して自然資源の質と状態を包括的に保全・改善することを目的として、環境保全的な農法を既に実施している農業者に対して、その改善と追加の保全活動導入に対して助成を行うもの。

農業保全地益権プログラム（ACEP）

放牧地や耕作地、湿地の用途転換（開発や耕地化）を防ぐための地役権購入に対して助成を行うもの。

実施状況（2006,2011,2016年）

（百万ドル）



支払条件

①保全コンプライアンス

- ・土壌罰則…著しく浸食を受けやすい土地の作付け規制
- ・湿地罰則…湿地の耕地への転換禁止

②所得制限

調整済総所得（AGI: Adjusted Gross Income）が直前3年間の平均で90万ドルを上回る場合、保全プログラムのすべて（および各種の災害支援）を受給できない。

③最高限度受給額

保全保留地プログラム(CRP)…5万ドル／年度

環境水準奨励プログラム(EQIP)…45万ドル※

保全管理プログラム(CSP)…20万ドル※

※ 2014～2018年度全契約合計

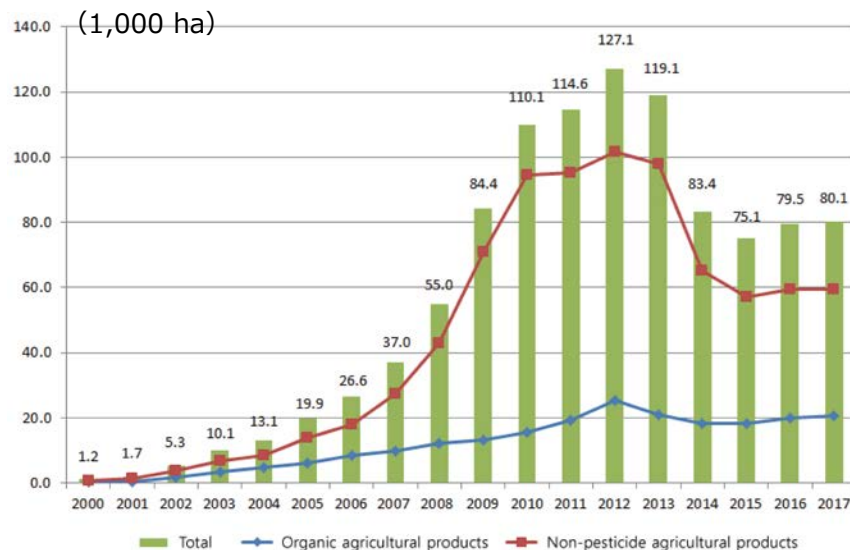
環境保全を目的とした支払制度

親環境農業直接支払

- 1999年：WTO協定上許容される政策（Green Box）として導入
- 1999～2001年：上水源保護区域、自然公園地域等、環境規制地域内で親環境農業を行う農業者を対象として所得減少分の補填を行うモデル事業として実施
- 2002年～：親環境農産物生産農業者として認証された農業者を対象に、全国に拡大して実施
- 2012年～：有機及び無農薬農産物の栽培面積は2012年以降減少に転じており、その要因として、政府や自治体の主導する政策が地域の特性や品目に必ずしも一致していないこと等が指摘されている。

有機農産物	- 直近2年以上の営農関連記録を管理していること。 - 農薬及び化学肥料の使用は一切禁止。
無農薬農産物	- 直近1年以上の営農関連記録を管理していること。 - 栽培地での包装で残留農薬が検出されないこと。化学肥料の使用は推奨成分量の1/3以下の範囲であること。

実施状況(2000～2017年)



支払条件

- 対象事業者
「親環境農漁業育成や有機食品等の管理支援に関する法律」第19条、第34条の規定に基づき、**有機・無農薬農産物認証を受けた農業者と法人**
- 対象農地
事業期間（1月～12月）中に親環境農業を忠実に履行し、認証機関の履行点検結果資格を取得した農地。

各国の有機農業に対する支払単価

国名	支払単価（目安）		
EU	・一年生作物に関する取組： 年間で最大600ユーロ/ha（約70,800円） ・多年生作物に関する取組： 年間で最大900ユーロ/ha（約106,200円） ・その他土地利用に関する取組：年間で最大450ユーロ/ha（約53,100円） ※取組の際に生じた保険料支払の最大20%まで補填可(農業団体の場合は最大30%)		
スイス	特別作物（ブドウ、ホップ、果物、ベリー、野菜、たばこ、薬用・香料用植物、キノコなど）：1,600フラン/ha（約172,800円） 特別作物以外の畑作地：1,200フラン/ha（約129,600円） 上記以外の対象農地：200フラン/ha（約21,600円）		
アメリカ	経済的支援は1農家あたり年間最大2万ドル（約212万円）まで 連続する6年間の合計支払金額は8万ドル（約848万円）まで		
韓国		有機	無農薬
	田	60万ウォン/ha（継続：30万ウォン/ha） （約52,200円（継続：約26,100円））	40万ウォン/ha （約34,800円）
	畑	120万ウォン/ha（継続：60万ウォン/ha） （約104,400円（継続：約52,200円））	100万ウォン/ha （約87,000円）

※ 日本の環境保全型直接支払交付金の有機農業に対する交付単価は以下のとおり

そば等雑穀、飼料作物以外：8,000円/10a

そば等雑穀、飼料作物：3,000円/10a

※ 1ユーロ＝118円、1ドル＝106円、1フラン＝108円、1ウォン＝0.087円で換算